

成年被後見人等の権利に係る制限が設けられている制度の見直しについて
(職業安定法、労働者派遣法の一部改正)

1. 趣旨

(1) 成年後見制度の概要

- 成年後見制度は、判断能力が不十分であるために契約等の法律行為における意思決定が困難な人（成年被後見人、被保佐人等）について、成年後見人、保佐人等がその判断能力を補うことによって、その人の生命、身体、自由、財産等の権利を擁護するために導入された制度である。

(2) 職業紹介事業及び労働者派遣事業における制限

- 職業安定法（昭和 22 年法律第 141 号）及び労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和 60 年法律第 88 号。以下「労働者派遣法」という。）において、成年被後見人及び被保佐人は、以下の事項が制限されている。

(職業安定法関係)

- ・ 許可を受けて又は届出をして有料又は無料の職業紹介事業を行うこと
- ・ 職業紹介責任者となること

(労働者派遣法関係)

- ・ 許可を受けて労働者派遣事業を行うこと
- ・ 派遣元責任者となること

(3) 成年後見制度の利用の促進に関する政府の方針

- 成年後見制度の利用の促進に関する法律（平成 28 年法律第 29 号）第 11 条においては、成年後見制度の利用促進に関する施策の基本方針として、「成年被後見人等の人権が尊重され、成年被後見人等であることを理由に不当に差別されないよう、成年被後見人等の権利に係る制限が設けられている制度について検討を加え、必要な見直しを行うこと」とされている。

また、成年後見制度利用促進基本計画（平成 29 年 3 月 24 日閣議決定）において、現在、成年被後見人等の権利に係る制限が設けられている制度（いわゆる欠格条項）が数多く存在していることが、成年後見制度の利用を躊躇させる要因の一つとなっているとの指摘を踏まえ、これらの見直しを速やかに進めることとされている。

- 政府としては、成年被後見人等を資格・職種・業務等から一律に排除する欠格条項を設けている各制度について、心身の故障等の状況を個別的、実質的に審査し、制度ごとに必要な能力の有無を判断することができるよう、180 程度 of 法律を整備する法案を提出する予定。

2. 概要

- 成年被後見人又は被保佐人であることを理由として一律かつ絶対的に排除する現行の規定を改め、心身の故障等がある者の適格性を個別的かつ実質的に審査し、各事業に必要な能力の有無を判断する規定とするための見直しを行う。

(改正イメージ)

改正後	改正前
心身の故障により職業紹介事業／労働者派遣事業を適正に行うことができない者として厚生労働省令で定めるもの	成年被後見人又は被保佐人

※ 厚生労働省令には、「職業紹介事業／労働者派遣事業を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者」と規定する方向で検討中。

※ 成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律案（仮称）において、職業安定法等を改正する予定。

3. 施行期日

公布の日から3か月経過後（予定）

参照条文

◎職業安定法（昭和 22 年法律第 141 号）（抄）

（許可の欠格事由）

第三十二条 厚生労働大臣は、前条第一項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、第三十条第一項の許可をしてはならない。

一・二 （略）

三 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ないもの

四～十二 （略）

（職業紹介責任者）

第三十二条の十四 有料職業紹介事業者は、職業紹介に関し次に掲げる事項を統括管理させ、及び従業者に対する職業紹介の適正な遂行に必要な教育を行わせるため、厚生労働省令で定めるところにより、第三十二条第一号から第八号までに該当しない者（未成年者を除き、有料の職業紹介事業の管理を適正に行うに足る能力を有する者として、厚生労働省令で定める基準に適合するものに限る。）のうちから職業紹介責任者を選任しなければならない。

一～四 （略）

◎労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和 60 年法律第 88 号）（抄）

（許可の欠格事由）

第六条 次の各号のいずれかに該当する者は、前条第一項の許可を受けることができない。

一・二 （略）

三 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ないもの

四～十二 （略）

（派遣元責任者）

第三十六条 派遣元事業主は、派遣就業に関し次に掲げる事項を行わせるため、厚生労働省令で定めるところにより、第六条第一号から第八号までに該当しない者（未成年者を除き、派遣労働者に係る雇用管理を適正に行うに足る能力を有する者として、厚生労働省令で定める基準に適合するものに限る。）のうちから派遣元責任者を選任しなければならない。

一～七 （略）